

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月
(一部改正)
河 北 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	4
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事 項	4
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	5
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
第6	その他	17
別紙1		18
1.	営農類型ごとの経営指標及び生産方式の指標	18
	(組織経営体)	18
	(個別経営体)	19
2.	経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標	25
別紙2	(第5の1の(1)⑥関係)	26
別紙3	(第5の1の(2)関係)	27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町は、県の中央に位置し、総面積52.38k㎡、全地域の約70%が平野部である。

その立地条件を活かし、水稻を基幹としながら農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため果樹、畜産、野菜、花卉等を組み合わせた複合経営が盛んとなっている。

今後は水稻を基幹としながらも、これらを組み合わせた複合経営が重要と考え、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し、地域としての産地化を図ることとする。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 本町の農業構造については、隣接する東根大森工業団地の立地や本町における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業が増加したが、最近一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的な保有傾向が強くなり安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、特に最近になって農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代を機に急速に農地の流動化が進んでいる。そこで、将来の農業を見通した地域における農業者等の自発的な話し合いによる「地域計画」の策定・見直しを通じて、今後とも農地の出し手と受け手が互いの役割分担を明確化し、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図る。

一方、町全体として、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、引き続き遊休農地の発生防止と解消に向けて農業委員会、農用地利用改善団体等と町が緊密に連携して取り組む。

3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（令和9年度）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である等の町内各地域の実情に即し、地域農業の維持・発展のために必要な集落営農体制を前提とした多様な担い手の位置付けを明確にすることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり1,900時間程度）で他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得（専業的農業従事者1人当たりの年間農業所得400万円程度）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

今後は、農業就業者の著しい高齢化などによる離農農地が増加していくことが想定され、農業者の自発的な話し合いを通じて効率的な農業経営を構築するため、「地域計画」の策定・見直しを積極的に推進し、継続的な農業者の合意形成活動に対して支援していく必要がある。

4 本町は、将来の本町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は西村山地区の各市町とともに、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、山形県村山総合支庁西村山農業技術普及課（以下、「農業技術普及課」という。）等が十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制として、広域農業活性化センターを設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自ら地域農業の将来の方向について選択判断を行う等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本町の農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。これらの流動化を進めるにあたり、土地利用調整を全地域に展開し、集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業経営基盤強化促進事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

本町では、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を推進するために全地域に農用地利用改善組合が設立をされているが、今後は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の法人化を促進することとし、特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となり意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業協同組合と農業技術普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成や受委託の促進等を図ることにより、営農の実態等に応じた生産組織を育成するととも

に、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的にかつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となり各関係機関、団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらには、本町の立地条件を活かした農業所得の向上を図る施策を推進し、戦略品目の第一にあげられる果樹を中心とする周年観光の確立を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の認定を受け、その計画期間を満了するものに対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

- 5 本町は、農業の持続的な発展に向け、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図るものとし、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、3で定める年間総労働時間（専業的農業従事者1人あたり概ね1,900時間）、及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として3で定める農業所得（専業的農業従事者1人あたり概ね400万円）の5割以上を目標とする。

- 6 本町は西村山地区の各市町とともに、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農業技術普及課等で構成する広域農業活性化センター・西村山地区農業担い手支援推進会議において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、新規就農者及び生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、産地化をねらいとした戦略的振興品目を市場及び県関係機関の作物担当者の参画を得つつその栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせでの複合経営としての発展に結び付けるように努める。

そして、地域計画の策定・見直しを通じ、町農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成確保等を図ることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び隣接市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、各地域の特性を踏まえ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと別紙1のとおりである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、第2の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の5に示したような目標（年間総労働時間（専門的農業従事者1人あたり概ね1,900時間）、年間農業所得（専門的農業従事者1人当たりの概ね400万円）の5割以上）の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の育成・確保の考え方

本町の特産品であるさくらんぼなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業技術普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等を支援する。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、河北町就農研修生受入協議会や農業技術普及課、農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実

施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで、県や農業委員会、農業協同組合などと連携し一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談により必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として該当者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成事業等の国による支援策や町や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県や農業委員会、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①一般財団法人山形県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応や農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②地域計画の作成区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が、円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センターや農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

概ね10年後（令和9年度）における町全体の農用地面積（経営耕地面積と耕作放棄地面積の合計）に占める農用地利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占

めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稲においては耕起、代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積をいう。以下「利用集積面積」という。）の割合の目標

90%とする。

○効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関の連携により情報の共有化を進め、農地中間管理事業を中心に農用地の面的集積を促進するものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町が地域における農業者等の話し合いの結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化するものであり、計画における担い手に対する農用地の集積や農用地の集団化を実現できるよう農地中間管理機構による利用権の設定等を促進する。

また、併せて、経営規模の拡大や経営の複合化が円滑に進むよう、極力連担化された作業単位の形成に重点を置いた農作業受委託者の促進を図るものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、山形県が策定した「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1項に掲げる事業に関する事項
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、地域計画の策定により、地域での話し合いを踏まえ、地域内外から農地の担い手を幅広く

確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化等を図られるように努めるものとする。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協

同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（令和4年11月28日政令第356号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産経営局長通知。以下「基本要綱」という。)旧様式第4号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を、内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 河北町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 本町の全部又は一部その事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定のより定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる次項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移

転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について河北町長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその使用収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを河北町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 河北町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板へ掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 河北町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。河北町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人やまがた農業支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用

地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の水稻やさくらんぼ等の農繁期を除いて設置する。開催に当たっては、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うため窓口を農林振興課に設置する。

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地に保全等を図る。

その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関して、本町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に

関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第3項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体

(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）等の指導、助言を求めてきたときは、広域農業活性化センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、関係機関等と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業等の補助事業については、農業経営基盤強化促進事業を助長することを旨として実施するものとする。

イ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 本町は、集落排水事業等定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

本町は、農業委員会、農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

平成 7 年	2 月	2 日	策 定	告示
平成 1 2 年	8 月	1 日	一部改正	告示
平成 1 8 年	8 月 3 1 日		一部改正	告示
平成 2 2 年	6 月	7 日	一部改正	告示
平成 2 5 年	1 2 月	3 日	一部改正	告示
平成 2 6 年	9 月 3 0 日		一部改正	告示
令和 5 年	9 月 2 9 日		一部改正	告示

別紙 1

1. 営農類型ごとの経営指標及び生産方式の指標

[河北町全域]

(組織経営体)

営農類型	経営規模	生産方式
<p>水稲+ネギ+大豆 (主たる従事者3人)</p>	<p><作付け面積> 水稲 12.0ha 水稲(直播き) 11.0ha ネギ 1.0ha 大豆 9.0ha</p> <p><経営規模> 水田 33.0ha</p>	<p><主な資本装備> 育苗関連機械 一式 トラクター(50ps) 2台 田植え機(乗用6条) 1台 コンバイン(4条) 2台 籾乾燥調製設備 一式 大豆コンバイン(2条) 1台</p> <p><その他> 集落での合意により連担地形成に努め農業機械の効率的な利用を図る。 大豆については、共同施設利用。</p>
<p>水稲+大豆+サクランボ (主たる従事者3人)</p>	<p><作付け面積> 水稲 11.0ha 水稲(直播き) 10.0ha 大豆 9.0ha サクランボ(雨よけハウス) 0.6ha</p> <p><経営規模> 水田 30.0ha 果樹 0.6ha</p>	<p><主な資本装備> 育苗関連機械 一式 トラクター(50ps) 2台 田植え機(乗用6条) 1台 コンバイン(4条) 2台 籾乾燥調製設備 一式 雨よけハウス 0.6ha スピードスプレヤー 1台 高所作業車 1台 大豆コンバイン 1台</p> <p><その他> 集落での合意により連担地形成に努め農業機械の効率的な利用を図る。 大豆については、共同施設利用。</p>

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式
サクランボ (主たる従事者2人)	<p><作付け面積></p> サクランボ (雨よけハウス) 0.6ha サクランボ (加温ハウス) 0.2ha <p><経営規模></p> 果樹 0.8ha	<p><主な資本装備></p> 雨よけハウス 0.6ha 加温ハウス 0.2ha スピードスプレー 1台 高所作業機 1台 <p><その他></p> サクランボの加温ハウス栽培を取り入れ、出荷を早め高価格・労働力の分散を図る。 果樹は、優良な品種の組み合わせにより出荷期間の長期化を図り樹相診断に基づいた施肥・剪定を行い適正な樹相の維持にあたる。
水稲+大豆+サクランボ + 作業受託	<p><作付け面積></p> 水稲 6.0ha 大豆 3.0ha サクランボ (雨よけハウス) 0.4ha 作業受託 7.0ha <p><経営規模></p> 水田 9.0ha 果樹 0.4ha 作業受託 7.0ha	<p><主な資本装備></p> 育苗関連機械 一式 トラクター (50ps) 1台 田植え機 (乗用6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 籾乾燥調製設備 一式 雨よけハウス 0.4ha <p><その他></p> 大豆関係作業機械は共同利用とする。
水稲+枝豆+なす	<p><作付け面積></p> 水稲 2.0ha 枝豆 1.0ha なす 0.5ha <p><経営規模></p> 水田 3.5ha	<p><主な資本装備></p> 育苗関連機械 一式 トラクター(24ps) 1/3台 田植え機 (乗用5条) 1/3台 コンバイン (3条) 1/3台 <p><その他></p> 米の乾燥調製はライスセンターを利用する。

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+ネギ+大豆	<p><作付け面積></p> <p>水稲 7.0ha 水稲(直播き) 7.0ha ネギ 1.0ha 大豆 5.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 20.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター(50ps) 1台 田植え機(乗用6条) 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥調製設備 一式</p> <p><その他></p> <p>大豆関係機械は、共同利用とする。</p>
水稲+大豆+作業受託	<p><作付け面積></p> <p>水稲 7.7ha 大豆 3.3ha 作業受託 10.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 11.0ha 作業受託 7.7ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター(50ps) 1台 田植え機(乗用6条) 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥調製設備 一式</p> <p><その他></p> <p>作業受託は、耕うん・代掻き・田植え・刈取り・乾燥調製とする。 大豆関係機械は、共同利用とする。</p>
水稲+サクランボ+りんご+大豆+作業受託	<p><作付け面積></p> <p>水稲 6.3ha サクランボ(雨よけハウス) 0.3ha りんご 0.4ha 大豆 2.7ha 作業受託 5.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 9.0ha 果樹 0.7ha 作業受委託 5.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター 1台 田植え機(乗用6条) 1台 コンバイン(4条) 1台 籾乾燥調製設備 一式 スピードスプレヤー 1台 雨よけハウス 0.3ha</p> <p><その他></p> <p>作業受託は、耕うん・代掻き・田植え・刈取り・乾燥調製とする。 大豆関係機械は、共同利用とする。</p>

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+桃+りんご+西洋梨 +大豆+作業受託	<p><作付け面積></p> <p>水稲 6.3ha 桃 0.3ha りんご 0.2ha 西洋梨 0.3ha 大豆 2.7ha 作業受託 4.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 9.0ha 果樹 0.8ha 作業受託 4.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター (35ps) 1台 田植え機 (乗用6条) 1台 コンバイン (4条) 1台 籾乾燥調製設備 一式 スピードスプレヤー 1台</p> <p><その他></p> <p>作業受託は、耕うん・代掻き・田植え・刈取り・乾燥調製とする。 大豆関係機械は、共同利用とする。 果樹は、低木仕立てとする。</p>
水稲+サクランボ+西洋梨 +大豆+作業受託	<p><作付け面積></p> <p>水稲 4.2ha サクランボ (雨よけハウス) 0.3ha サクランボ (加温ハウス) 0.1ha 西洋梨 0.2ha 大豆 1.8ha 作業受託 2.5ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 6.0ha 果樹 0.6ha 作業受託 2.5ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター (35ps) 1/2台 田植え機 (乗用5条) 1/2台 コンバイン (4条) 1/2台 スピードスプレヤー 1台 雨よけハウス 0.3ha 加温ハウス 0.1ha</p> <p><その他></p> <p>乾燥調製は、ライスセンターを利用する。 作業受託は、耕うん・代掻き・田植え・刈取り・乾燥調製とする。 大豆関係機械は、共同利用とする。</p>
水稲+サクランボ+ネギ+ なす+枝豆+作業受託	<p><作付け面積></p> <p>水稲 2.5ha サクランボ (雨よけハウス) 0.3ha ネギ 0.6ha なす 0.2ha 枝豆 0.4ha 作業受託 1.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 6.0ha 果樹 0.6ha 作業受委託 1.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター (24ps) 1/3台 田植え機 (乗用5条) 1/3台 コンバイン (3条) 1/3台 雨よけハウス 0.3ha</p> <p><その他></p> <p>乾燥調製は、ライスセンターを利用する。 作業受託は、耕うん・代掻き・田植え・刈取り・乾燥調製とする。 大豆関係機械は、共同利用とする。</p>

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+サクランボ+花卉	<p><作付け面積></p> <p>水稲 0.5ha サクランボ（雨よけハウス） 0.3ha</p> <p>花卉 スターチス 0.2ha デルフィニウム 0.2ha ストック 0.2ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 1.1ha 果樹 0.3ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター（20ps）1台 パイプハウス 0.6ha</p> <p><その他></p> <p>水稲の育苗、田植え、刈取りは、共同機械利用とする。 乾燥調製は、ライスセンターを利用する。</p>
水稲+サクランボ+花卉	<p><作付け面積></p> <p>水稲 0.8ha サクランボ（雨よけハウス） 0.4ha</p> <p>花卉 スターチス 0.15ha デルフィニウム 0.1ha フリーズア 0.1ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 1.15ha 果樹 0.4ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター（20ps）1台 パイプハウス 0.35ha 雨よけハウス 0.4ha 温風暖房機 一式</p> <p><その他></p> <p>水稲の育苗、田植え、刈取りは、共同機械利用とする。 乾燥調製は、ライスセンターを利用する。</p>
水稲+サクランボ+花卉	<p><作付け面積></p> <p>水稲 0.8ha サクランボ（雨よけハウス） 0.4ha</p> <p>花卉 HBスターチス 0.1ha デルフィニウム 0.1ha トルコぎきょう（加温） 0.1ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 1.1ha 果樹 0.4ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>トラクター（20ps）1台 パイプハウス 0.3ha 雨よけハウス 0.4ha 温風暖房機 一式</p> <p><その他></p> <p>水稲の育苗、田植え、刈取りは、共同機械利用とする。 乾燥調製は、ライスセンターを利用する。</p>

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+サクランボ+枝豆 +トマト+ネギ	<p><作付け面積></p> <p>水稲 2.8ha サクランボ(雨よけハウス) 0.4ha 枝豆(秘伝) 0.8ha トマト(ミディ) 0.2ha ネギ 0.2ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 4.0ha 果樹 0.4ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター(24ps) 1/2台 パイプハウス 0.2ha 雨よけハウス 0.4ha</p> <p><その他></p> <p>水稲の育苗、田植え、刈取りは、共同機械利用とする。 乾燥調製は、ライスセンターを利用する。</p>
水稲+サクランボ+枝豆 +カボチャ+ブロッコリー +作業受託	<p><作付け面積></p> <p>水稲 4.0ha サクランボ(雨よけハウス) 0.4ha 枝豆(秘伝) 0.8ha カボチャ(ほほえみ) 1.0ha ブロッコリー 0.5ha 作業受託 4.0ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 6.2ha 果樹 0.4ha 作業受託 4.0ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター 1台 田植え機(乗用5条) 1台 コンバイン(4条) 1台 籾乾燥調製設備 一式 雨よけハウス 0.4ha</p> <p><その他></p> <p>作業受託は、耕うん・代掻き・田植え・刈取り・乾燥調製とする。 カボチャの苗は、購入する。 ブロッコリーは、カボチャの後作とする。</p>
水稲+サクランボ+枝豆 +スイートコン+椎茸	<p><作付け面積></p> <p>水稲 4.0ha サクランボ(雨よけハウス) 0.4ha 枝豆(秘伝) 0.8ha スイートコン 1.0ha 椎茸 20,000本</p> <p><経営規模></p> <p>水田 5.8ha 果樹 0.4ha 椎茸 20,000本</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター 1/3台 田植え機(乗用6条) 1/3台 コンバイン(4条) 1/3台 雨よけハウス 0.4ha パイプハウス(60坪) 4棟</p> <p><その他></p> <p>乾燥調製は、ライスセンターを利用する。</p>

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+サクランボ+なす +ネギ	<p><作付け面積></p> <p>水稲 2.1ha サクランボ（雨よけハウス） 0.3ha なす 0.3ha ネギ 0.6ha</p> <p><経営規模></p> <p>水田 3.0ha 果樹 0.3ha</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター（24ps）1台 雨よけハウス 0.3ha</p> <p><その他></p> <p>水稲の育苗、田植え、刈取りは、共同機械利用とする。 乾燥調製は、ライスセンターを利用する。</p>
水稲+ネギ+肉牛	<p><作付け面積></p> <p>水稲 1.4ha ネギ 0.6ha 肉牛 120頭</p> <p><経営規模></p> <p>水田 2.0ha 肉牛 120頭</p>	<p><主な資本装備></p> <p>育苗関連機械 一式 トラクター（24ps）1台 畜舎（860㎡）1棟</p> <p><その他></p> <p>水稲の育苗、田植え、刈取りは、共同機械利用とする。 乾燥調製は、ライスセンターを利用する。 堆肥舎、マニアスプレッダ、バキューム、ダンプカーは、共同利用とする。</p>

2. 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

<p>経営管理の方法</p>	<p>ア 経営の合理化・健全化を進めるため簿記記帳の普及により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。</p> <p>イ 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化への誘導を図る。</p> <p>ウ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。</p> <p>エ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。</p> <p>オ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p>
<p>農業従事の態様等</p>	<p>ア 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。</p> <p>イ 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。</p> <p>ウ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。</p> <p>エ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。</p> <p>オ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。</p> <p>カ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、厚生施設等の充実を図る。</p>

別紙2（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧法」という。）に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を有効的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条、第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙3（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき河北町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

③ 所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。